

令和6年和泉市教育委員会第3回定例会

日 時：令和6年3月28日(木) 午後3時00分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

出席者

教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	土本 修一
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校教育室教育指導担当課長	仲谷 正太郎
こども未来室幼保育成担当課長	樋上 征史
こども未来室幼保育成担当参事	東野 光代
教育総務課参事兼学校教育室教育指導担当参事	岩井 靖久
教育総務課課長補佐	大西 薫
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	西川 世理奈
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	前田 志織
生涯学習推進室生涯学習担当課長	橋本 吉人
生涯学習推進室スポーツ振興担当課長	山本 国央
文化遺産活用課長	森下 徹
久保惣記念美術館館長代理	田中 ゆかり
久保惣記念美術館総括参事兼副館長	橋詰 文之

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第 12 号 和泉市教育委員会評価委員会委員の委嘱について

議案第 13 号 和泉市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 14 号 和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について

議案第 15 号 和泉市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する規則制定について

議案第 16 号 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について

①和泉市放課後課外学習支援事業選定委員会

②和泉市留守家庭児童会運営事業者選定委員会

議案第 17 号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 18 号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 19 号 和泉市子どもの読書活動推進協議会規則の一部を改正する規則制定について

議案第 20 号 和泉市部活動地域移行計画策定委員会規則制定について

議案第 21 号 和泉市文書管理委員会規則制定について

議案第 22 号 和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則制定について

議案第 23 号 令和 6 年度学校に対する指示事項について

議案第 24 号 令和 6 年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について

5. 承認事項

(1)教職員の処分について（非公開）

6. 報告事項

(1) 和泉市スポーツ推進アドバイザー設置要綱の制定について

(2) 和泉市指定文化財の指定について

(3) 令和 6 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 5 年度事業分）（素案）について

(4) 和泉市教育振興基本計画（令和 6 年度行動計画編）について

(5) 「大阪府公立学校長（任期付）」の令和 7 年度任用に係る意向調査について（非公開）

(6)教職員の処分について（非公開）

7. 情報提供

(1)叙勲について

(2)2025年「和泉市はたちのつどい」の開催について

8. その他

9. 閉会

小川教育長	<p>定刻となりましたので、令和6年和泉市教育委員会第3回定例会を開会します。</p> <p>第1回臨時会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、第1回臨時会の会議録について承認することとします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と小谷委員を指名しますので、お願いします。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。</p> <p>令和6年2月29日から3月27日までの主な活動を掲載しています。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項13件、承認事項1件、報告事項6件、情報提供2件です。</p> <p>それでは、議案第12号「和泉市教育委員会評価委員会委員の委嘱について」、事務局（教育総務課）から説明願います。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。</p> <p>評価委員会委員は、「和泉市教育委員会評価委員会規則第3条第1項」において、3人以上と規程があり、同条第2項において、教育に関する学識経験者のなかから教育委員会が委嘱することとなっています。</p> <p>現在の3名の委員の任期が、令和6年3月31日で満了となることから、意向確認を行ったところ、全委員が再任の運びとなりました。</p> <p>つきましては、杉田委員、川口委員、平良委員に引き続き、令和8年3月31日までを任期として委嘱を行おうとするものです。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りします。</p> <p>議案第12号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第12号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第13号「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局（生涯学習推進室）から説明願います。</p>
山本課長	<p>生涯学習推進室の山本です。</p> <p>住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うことや、行政機関の行うスポ</p>

	<p>ーツ行事や事業に関し協力することなどを職務とする、スポーツ推進委員につき、スポーツに関する深い関心と理解を持つとともに、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有するものを、和泉市スポーツ推進委員規則第1条の2の規定に基づき、委嘱しようとするものです。</p> <p>委員の定員は51人以内と定めており、委嘱している39名のうち、任期中の2名を除く、令和6年3月31日で任期満了となる37名の対象委員に意向確認を行ったところ、34名が再任を希望し、3名が任期満了で退任する運びとなりました。</p> <p>つきましては、再任希望の34名に、面接の結果合格となった、新規の4名を加えた38名につき、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間の任期で委嘱を行おうとするものです。</p> <p>なお、委員の公募は、8月号広報で募集したほか、随時ホームページで募集をしています。また、和泉市公式ライン等でスポーツ推進委員の周知を行ってまいりました。</p> <p>令和6年4月1日現在のスポーツ推進委員の予定人数は、再任34名、新規4名、令和7年度末までの任期の委員が2名、計40名です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第13号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第13号は原案どおり可決します。 続いて、議案第14号「和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について」と議案第15号「和泉市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する規則制定について」は関連する案件ですので、事務局（教育総務課）から一括して説明願います。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。 学校園管理室およびこども未来室において、「公立認定こども園に関する事務」が新たに発生するほか、学校教育室および生涯学習推進室において、「機関や計画の名称変更等」に伴う既定の整備を行うものです。 和泉市教育委員会事務局処務規則は、7ページに新旧対照表、12ページに改正の概要、専決規程は、14ページに新旧対照表、16ページに改正の概要を記載しています。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第14号および議案第15号について、原案どおり可決することにご異議</p>

<p>仲谷課長</p>	<p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 14 号および議案第 15 号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 16 号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（①学校教育室 ②こども未来室）から順に説明願います。</p> <p>教育指導担当の仲谷です。</p> <p>「①和泉市放課後課外学習支援事業選定委員会」について、ご説明します。</p> <p>和泉市放課後課外学習支援事業を民間委託するにあたり、事業実施に係る各種提案を総合的に評価し、事業者選定を行うため、公募型プロポーザル方式を予定していることから、和泉市教育委員会事業者選定委員会規則を改正するものです。</p> <p>別表に和泉市放課後課外学習支援運営事業者選定委員会の項を追加し、担当事務は、和泉市放課後課外学習支援事業の実施に係る事業者選定に関することで、委員定数は、5 人以内、委員構成は、市立学校校長会代表及び市の職員、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者とし、任期は、委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとしています。</p> <p>なお、放課後課外学習支援事業とは、令和 7 年度 4 月に開校予定の（仮称）榎尾学園における、放課後の過ごし方の充実、特認校の魅力の創出に向けた、民間による英語教育の有償プログラムの導入にあたり、その事業者選定を令和 6 年度に行うものです。</p>
<p>樋上課長</p>	<p>幼保育成担当の樋上です。</p> <p>続いて、「②和泉市留守家庭児童会運営事業者選定委員会」について、ご説明します。</p> <p>和泉市留守家庭児童会事業を民間委託するにあたり、事業実施に係る各種提案を総合的に評価し、事業者選定を行うため、公募型プロポーザル方式を予定していることから、和泉市教育委員会事業者選定委員会規則を改正するものです。</p> <p>別表に和泉市留守家庭児童会運営事業者選定委員会の項を追加し、担当事務は、和泉市留守家庭児童会運営事業の実施に係る事業者選定に関することで、委員定数は、5 人以内、委員構成は、学識経験者、公共的団体代表者、小学校校長会代表及び保護者代表で、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者とし、任期は、委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとしています。</p> <p>なお、和泉市留守家庭児童会事業とは、令和 7 年 4 月に開校予定の（仮称）</p>

小川教育長	<p>槇尾学園に設置する留守家庭児童会の運営について、民間委託の実施を予定しており、その事業者選定を令和6年度に行うものです。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なし】
	<p>ご異議ないようですので、議案第16号は原案どおり可決します。 続いて、議案第17号「和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（学校教育室）より説明願います。</p>
阪下室長	<p>学校教育室の阪下です。 市費負担教職員との均衡を図るため、市費負担教育職員の義務教育等教員特別手当について所要の措置を講ずるものです。 別表第2において、義務教育等教員特別手当の月額について、号給に応じて定めていましたが、今般、大阪府の府費負担教育職員の給料月額が改正され、それに合わせるよう和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則（令和6年和泉市教育委員会規則第1号）の別表第2（第4条関係）の義務教育等教員特別手当を改正するものです。 従来は、大阪府費負担教育職員の規則と同様、別表で手当額を想定していた関係上、大阪府の給料月額の改正の都度、本規則を改正する必要がありましたが、各号給において府費負担教育職員の算定方法と同額となるよう、計算方法を本則に規定することにより、事務の簡素化を図ります。 参考で改正前の規則を付けていますが、このことにより別表第2を削除し、第2条については、別表第1から別表と改正します。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なし】
	<p>ご異議ないようですので、議案第17号は原案どおり可決します。 続いて、議案第18号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（こども未来室）より説明願います。</p>
樋上課長	<p>幼保育成担当の樋上です。</p>

<p>小川教育長</p>	<p>入会児童数の増減等に伴い、クラス数を増減させる必要があるため、定員に関する規定を改正するものです。</p> <p>別表第1に規定するクラス名及び定員数について、黒鳥及び北池田留守家庭児童会において、各1クラス増加させ、池上及び芦部留守家庭児童会においては、各1クラス減少させるものです。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第18号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第19号「和泉市子どもの読書活動推進協議会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（生涯学習推進室）より説明願います。</p>
<p>橋本課長</p>	<p>生涯学習担当の橋本です。</p> <p>和泉市子どもの読書活動推進計画が令和6年度から和泉市生涯学習・スポーツ推進計画に統合されることに伴い、協議会の担当事務を改正するものです。</p> <p>別表第2条に規定する担当事務について、「和泉市子どもの読書活動推進計画」を「和泉市生涯学習・スポーツ推進計画」に改正するものです。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第19号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第20号「和泉市部活動地域移行計画策定委員会規則制定について」、事務局（生涯学習推進室）より説明願います。</p>
<p>山本課長</p>	<p>スポーツ振興担当の山本です。</p> <p>平成30年に、スポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、内容に変更を加え、令和4年12月に新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。その達成時期については、「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とされています。つきましては、和泉市の実情に合わせた</p>

<p>小川教育長</p>	<p>部活動地域移行について、調査審議を行うため、部活動地域移行計画策定委員会を設置し、学識経験者による専門的な観点からの意見、及び公募による市民委員の意見等が必要であることから、和泉市附属機関に関する条例の一部改正を行い、策定委員会を教育委員会の附属機関とし、当規則は、策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるために制定するものです。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日です。</p> <p>なお、想定している委員構成は、和泉市スポーツ推進委員協議会、和泉市体育協会、和泉市文化協会、和泉市中学校長会、和泉市中学校体育連盟の代表5名、大学教授1名、公募1名です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第20号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第21号「和泉市文書管理委員会規則制定について」、事務局（文化遺産活用課）より説明願います。</p>
<p>森下課長</p>	<p>文化遺産活用課の森下です。</p> <p>和泉市公文書の管理等に関する条例において、教育委員会は、和泉市文書管理委員会を置き、歴史公文書の決定に係る基準を制定又は改廃しようとするとき及び特定歴史公文書を廃棄しようとするときは、文書委員会の意見を聴くこと、並びに行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、文書委員会に諮問することが規定されました。</p> <p>また、文書委員会は、公文書の管理等に関する重要な事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議するとともに、意見を述べることができると規定されたことから、文書委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるために制定するものです。</p> <p>主な制定の内容は、趣旨、答申、会議録の作成等、文書委員会の運営について必要な事項を定めるもので、施行期日は令和6年4月1日です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第21号は原案どおり可決します。</p>

<p>田中館長代理</p>	<p>続いて、議案第 22 号「和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則制定について」、事務局（久保惣記念美術館）より説明願います。</p> <p>久保惣記念美術館の田中です。</p> <p>久保惣記念美術館は、開館 40 周年を過ぎ、施設及び設備の老朽化並びに収蔵庫等の狭隘化の課題がある中、デジタル・アーカイブ化、文化観光など、新たな役割も求められています。開館 50 周年をむかえるにあたり、美術館として更に魅力を高め発展・存続させるため、建物のリニューアルを見据えた運営ビジョンの策定を予定しています。</p> <p>つきましては、調査審議を行うため、和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を設置し、大学教授といった学識経験者、他館の館長など文化芸術振興に関し専門知識を有する者、観光局や商工会議所といった地域活性化事業をおこなう団体からの代表者などによる専門的な観点からの意見及び公募による市民委員の意見等が必要であることから、和泉市附属機関に関する条例の一部改正を行い、策定委員会を教育委員会の附属機関とするもので、当規則は、策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるために制定するものです。</p> <p>施行期日は令和 6 年 4 月 1 日です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
<p>小谷委員</p>	<p>この委員会で策定する運営ビジョンについて、もう少し詳しく教えてください。</p>
<p>田中館長代理</p>	<p>まず、美術館が求められているもの、使命について議論し、その後、基本的な方針、さらには運営の基本方針と段階的に、今後 10 年間の運営について、基本的な方針を定めていこうというものです。</p>
<p>小谷委員</p>	<p>期待していますので、よろしくお願いします。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 22 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
<p>【異議なし】</p>	
<p>ご異議ないようですので、議案第 22 号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 23 号「令和 6 年度学校に対する指示事項について」、事務局（学校教育室）より説明願います。</p>	

上田教育指導監	<p>教育指導監の上田です。</p> <p>和泉市立学校における教育活動に対する基本方針として、校長に示し、周知徹底を図るものです。</p> <p>学校の教育内容の方針については、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条に「教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となっており、その第3項に「教育内容の方針に関すること。」とあることから、ご審議いただくものです。</p> <p>「学校に対する指示事項」は、毎年、大阪府教育委員会から示されている「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」とともに、本市教育大綱、教育振興基本計画の内容を踏まえ、学校に取組みを指示する重点項目をまとめたものです。</p> <p>今後の流れとしては、ご可決いただいた後、速やかに各学校長に配付し、各学校長は本指示事項を踏まえた上で、来年度の学校教育目標を設定します。</p> <p>なお、短期間での対応となることから、学校長には未定稿の案として事前に参考送付しています。</p> <p>加えて、令和6年4月9日開催予定の年度当初の校園長会議において、指示事項の重点項目について校長に伝達します。</p> <p>昨年度より変更した項目概要のみ、ご説明します。</p> <p>「学習指導要領の確実な実施」では、「児童生徒の負担や学校における働き方改革に配慮し、学校行事を精選・重点化するとともに、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること」を明記し、授業時数に加えてカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。</p> <p>「学力向上の取組みの充実」では、「授業改善の取組みを組織的かつ計画的に進めるために、具体的な取組みや達成目標、数値目標等を「主体的・対話的で深い和泉の学び育成プラン」に明記すること」を記載し、授業改善や学力向上に効果をあげている取組みの水平展開を図ります。</p> <p>「いじめ防止の取組み」では、「いじめを認知した際には、本年3月策定のないじめ対応チェックリストを活用すること」を記載し、いじめ防止対策委員会にて審議いただいた本リストの活用により、いじめの重篤化防止を図るとともに、新規配置のスクールローヤーを活用し、法令に基づく適切な対応を図ります。</p> <p>「不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援」では、「ICTの活用や校内の教室以外の居場所として校内教育支援センターを設置すること。また、民間団体等も含めた関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと」を記載するとともに、新規配置の社会福祉士の活用やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行い、教育と福祉の連携をさらに推進することで、誰一人取り残さない教育の実現を図ります。</p> <p>「薬物乱用防止教育・性教育の推進」では、「学校保健計画の中に位置づけ、専門家の協力を得るなどした大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育（飲酒・喫煙含む）に、学校教育活動全体を通じて取り組むこと」を記載し、低年齢化する</p>
---------	---

	<p>薬物乱用の防止を図ります。</p> <p>本指示事項に関連するチェックリストを用い、各校が進捗状況を把握することで、更に PDCA を意識した取組みを図ります。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
深堀職務代理者	<p>この度作成された「いじめ対応チェックリスト」について、教育委員との共有をお願いしたいです。</p>
上田教育指導監	<p>早急に共有します。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 23 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
	<p>ご異議ないようですので、議案第 23 号は原案どおり可決します。</p> <p>続いて、議案第 24 号「令和 6 年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について」、事務局より説明願います。</p>
土本部長	<p>教育・こども部の土本です。</p> <p>和泉市立幼稚園に対する指示、和泉市立保育所に対する指導・助言の基本方針として、園長に示し周知徹底を図るものです。</p> <p>幼稚園の教育内容の方針については、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第 2 条に「教育委員会は、法第 25 条第 2 項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となっており、その第 3 項に「教育内容の方針に関すること。」とあることから、ご審議いただくものです。</p> <p>保育所については、和泉市教育委員会に対する事務委任規則により、「保育の実施」が市長からの委任事務としての位置づけであることから、指導・助言事項としてご審議いただくものです。</p> <p>「保育・教育の充実について」では、乳幼児期に人格形成の基礎を培うため、就学前教育の充実、主体的・対話的で深い学びの実現、地域の実情に応じた取組みの推進、一人ひとりの個性の尊重、幼児教育アドバイザーを活用した職員の人材育成に努めることとしています。</p> <p>昨年度からの変更点としては、より具体的に、「発達に課題のある子どもや海外帰国・渡日した子ども、外国にルーツのある子ども等」という記載を追加しています。</p> <p>また、子どもと関わる時間を確保するため、保育業務システム（ICT）を積極</p>

	<p>的に活用することとしています。</p> <p>「保幼小の円滑な接続」では、小学校との円滑な接続が進むよう、架け橋プログラムの実施に向け、地域の実情に応じた取組みを行うとともに、合同研修や園と小学校で互いに参観し合うなど、教育・保育課程の相互理解に取り組むこととしています。</p> <p>昨年度からの変更点としては、活用すべき資料として、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」を、追加して記載しています。</p> <p>「開かれた園づくり」では、「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」を踏まえ、全職員の共通理解のもと、家庭や地域に開かれた園になるよう、地域連携や民間園との交流により、保育・教育の質の向上に取り組むこととしています。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>「はじめに」のページで、「こども誰でも通園制度」、「企業や男性、地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加して、社会全体の構造や意識を変えていく必要がある」と記載されていますが、この辺りはどのように盛り込まれているのかご説明ください。</p>
樋上課長	<p>幼保育成担当の樋上です。</p> <p>こども誰でも通園制度については、令和8年度から全国的に実施されるもので、まだ内容が固まっていない部分もあり、「はじめに」の部分で触れさせていただくに留まっています。また、企業や男性、地域社会、高齢者などの文言につきましてもこども大綱、こども未来戦略に記載されたということに留まっており、まだ園の具体的な指示事項には反映されていない状態です。</p>
小谷委員	<p>昨年末にこども大綱が閣議決定されているのであれば、それに対するアクション、業務などはあるのでしょうか。</p>
樋上課長	<p>今のところ、具体的な議論までには至っていません。</p>
小谷委員	<p>非常に重要なことを書かれていると思いますし、優先度が高いと思うので、早急にアクションが必要だと思います。課の取組みとしても検討が必要かと思えます。</p>
小川教育長	<p>国から示されたのを紹介するに留まっているので、来年度に向けて具体的な動きを記載できるようにお願いします。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
中西委員	<p>資料についてですが、議論が形骸化しないためにも、委員として議論が必要</p>

	<p>な点について、できるだけはっきりと分かるようにしていただきたいです。審議を効率化するためにも工夫していただけないかと思います。</p>
小川教育長	<p>全体的な視点ということですね。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。 資料作成については教育総務課で調整しておりますので、今のご意見を含め調整します。</p>
小川教育長	<p>他に何かございませんか。</p>
久米委員	<p>審議事項全般についてですが、審議案件として判断を仰ぐ前に、可能な限り、段階的に情報提供や説明をしていただけたらと思います。</p>
鍛冶次長	<p>委員ご指摘のとおり、短期間で判断をしていただくことがないよう、定例教育委員会とは別に、意見交換会並びに事前報告会を設けております。事務局でも、審議事項とする前に、情報提供や報告を丁寧に行うという運用はしているのですが、年度も改まりますので、再度周知し、徹底してまいります。</p>
小川教育長	<p>それでは本件に戻りまして、議案第 24 号については他にご質問等ございませんか。 それでは議案第 24 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 24 号は原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、承認事項に移ります。 承認事項 1「教職員の処分について」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、承認事項 1 は非公開とします。よって、すべての案件が終了した後に取り扱うこととし、次の報告事項に移ります。 報告事項 1「和泉市スポーツ推進アドバイザー設置要綱の制定について」、事務局（生涯学習推進室）より説明願います。</p>
山本課長	<p>スポーツ振興担当の山本です。 急速に変化する社会状況や市民ニーズが多様化する中、スポーツ施策をより</p>

	<p>円滑かつ効果的に実施していくために、行政の視点に加えて、民間のノウハウや知見、資源・資産などを活用しながら複合的に推進していくことが必要であることから、スポーツ施策につき指導助言等をいただくため、今般、スポーツ推進アドバイザー要綱を制定しようとするものです。</p> <p>アドバイザーは1名で、年間4回、指導助言の機会を設ける予定をしています。</p> <p>趣旨、職務、委嘱、任期、秘密の保持、報償費の支給、委任について、必要な事項を定めており、施行期日は令和6年4月1日です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
深堀職務代理人	<p>先ほどスポーツ推進委員の話がありましたが、推進委員とアドバイザーの違いを具体的に教えてください。</p>
山本課長	<p>スポーツ推進委員は、市のスポーツ推進にあたり、市やスポーツ団体などのスポーツイベントの事業や協議に協力する実働部隊になっていただいています。一方、スポーツ推進アドバイザーは、スポーツ施策全般に対し、企画や方向性を考えるうえで助言等をしていただきます。</p>
深堀職務代理人	<p>訓令とはどのような位置付けですか。</p>
山本課長	<p>規則上の文言で言いますと、「市長その他の行政長が所属の諸機関及び職員に対して内部的事務処理の基本的事項について命令するもの」とされており、簡単に言いますと、行政内部のルールを定めたものです。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、続いて、報告事項2「和泉市指定文化財の指定について」、事務局（文化遺産活用課）より説明願います。</p>
森下課長	<p>文化遺産活用課の森下です。</p> <p>令和6年3月22日付けで、以下の文化財を市指定文化財に指定しました。</p> <p>種別は歴史資料、名称は竹田家資料、員数は1,598点、保管者は府中町5丁目の個人です。時代は室町時代から近現代（昭和初期）の資料です。</p> <p>この資料は、14世紀室町時代の医者竹田昌慶を祖とする医家の資料が含まれるほか、近世から近現代の地域史料が豊富に伝来しています。</p> <p>医学史の観点からは、以下の3点の資料が注目されるところです。</p> <p>「竹門文明口決」は、竹田昭慶の医説を弟子が書き留めた体裁で、文明10～11年（1478～9年）頃の内容の資料があります。</p> <p>「橘南溪翁解剖所図」は、「平次郎臓図」とも呼ばれるもので、天明3年（1783年）、医師橘南谿が、京都の医家小石元俊の指導で実施した解剖実験をもとに作</p>

	<p>成された解剖図の写本です。いつ写本されたかははっきり分かりませんが、忠実に再現されたものです。</p> <p>「玉砕臓図」は、山脇東門が明和 8 年（1771 年）に 34 歳の女性を解剖した際のもので、点数が非常に限られており、きわめて貴重なものです。</p> <p>以上の医学資料のほか、竹田家は医者としての活動以外にも土地経営や貸家経営を行い、そこで蓄積した資本をもとに村内や大名へむけて金融活動を展開しており、村政にも関与し、近現代に入ると村会議員に就任しています。府中村は、江戸時代の庄屋家の古文書が伝来せず、また、国府村役場文書がほとんど残っていないため、この資料が地域の江戸時代、近現代の歴史を究明するうえで大変貴重なものです。</p> <p>貝類、鉱石、植物のコレクションも注目されているものがございます。</p> <p>竹田寿子氏による収集で、当時、博物の収集は、大名や文化人の間で流行していましたが、こうした資料は泉州で他に例をみないこと、女性の手によるものであること、実際採取した時期や採取地が分かることなど、文化史、女性史、自然史の観点からも非常に重要な資料となっています。</p> <p>これらのことを踏まえ、竹田家資料を一括して市指定文化財に指定したものです。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>どのような管理の流れになるのかを教えてくださいませんか。</p>
森下課長	<p>調査のために一部を市史編さん室でお預かりしていますが、この指定を機に、これだけ貴重なものであれば、市に寄託したいとの相談があり、現在、その協議を進めているところです。もし寄託されたならば、いずみの国歴史館でしっかりと保管し、管理していきます。これまでも、お借りして歴史館で展示をした例もありますので、活用を進めていきたいと思っております。</p>
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、続いて、報告事項 3「令和 6 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 5 年度事業分）（素案）について」と報告事項 4「和泉市教育振興基本計画（令和 6 年度行動計画編）について」を一括して、事務局（教育総務課）より説明願います。</p>
鍛冶次長	<p>教育総務課の鍛冶です。</p> <p>点検・評価報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、毎年教育委員会の権限に属する事務について、教育に関する学識経験者の知見を活用した点検・評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに、公表を行うものです。</p> <p>今後は、本日配布の資料をもとに、令和 5 年度に実施した事業について、先</p>

	<p>にご審議いただきました3名の評価委員から意見を伺いながら整理を行い、市議会第3回定例会での報告にあたり、教育委員会第9回定例会でご審議をいただく予定としています。</p> <p>教育振興基本計画は、基本方針編と行動計画編で構成されています。</p> <p>「基本方針編」は、教育委員会における取組活動の目標、方針を整理するもので、教育大綱の改訂に伴い、令和4年3月に改訂しました。</p> <p>「行動計画編」は、「基本方針編」に示した目標の実現のために実施する具体の取組項目を示すもので、毎年度の予算編成にあわせて更新するものとしており、計画の実効性をより高めるために、先述の点検・評価報告書と連動させ取り組むものです。</p> <p>令和6年度の主な取組内容ですが、「就学前教育」では、「医療的ケア機能を備えた民間保育施設整備補助」や、待機児童解消及び保育体制強化の取組みとして「保育士就職支援補助金の拡充」及び「保育体制強化事業補助」を行います。</p> <p>「学校教育」では、引き続き「(仮称)楨尾学園及び(仮称)富秋学園の施設一体型義務教育学校の開校」に向けた取組みを推進するほか、学力向上及び生徒指導の充実を図るため、新たに「中学校における35人学級の実施」などに取り組みます。</p> <p>「生涯学習」では、友好姉妹都市提携30周年を迎えた中国南通市に公式訪問団を派遣するなど、友好親善を深めるほか、久保惣記念美術館開館50周年を見据えた運営ビジョンの策定に取り組みます。</p> <p>本計画は、4月にホームページに公表予定です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
小谷委員	<p>この報告書は、教育委員会の色々な成果を一望できる資料だと思うのですが、目標や成果等の記載において、あまり数値化されていないと感じました。</p> <p>また、いじめ対応について、総合教育会議で教育委員の意見や提案があったことが、あまり伝わらない記載になっていると感じました。</p>
鍛冶次長	<p>現在は、事務局で取りまとめた案で、令和6年度初めに3回に分けて評価委員からの評価をいただきますので、今後、より詳細な報告書になる予定です。</p> <p>これまでも、可能な限り数値化するよう努めているのですが、客観的に分かるよう全体的に調整をし、委員からいただいた意見も評価委員に伝えながら、より良いものにしていきたいと思います。</p> <p>総合教育会議でいただいた意見については、振興計画に掲げている項目との兼ね合いもあり、どの辺りに落とし込んでいくかは事務的な調整になると思いますので、市長部局と確認しながら調整していきたいと思います。</p>
小川教育長	<p>他に何かご質問等ございませんか。</p>

	<p>ないようですので、続いて、報告事項 5「大阪府公立学校長（任期付）」の令和 7 年度任用に係る意向調査について」および報告事項 6「教職員の処分について」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、報告事項 5 および報告事項 6 は非公開とします。よって、すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、次の情報提供に移ります。</p> <p>情報提供 1 と 2 についてですが、事前に資料を配布しておりますので、説明は省略します。何かご質問等がございましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、続いて、その他何かありましたら事務局からお願いします。</p>
鍛冶次長	<p style="text-align: center;">【教育委員会事務局課長級以上職員の異動表を掲示】 【令和 6 年度保育園・幼稚園園長副園長の異動表を掲示】</p>
小川教育長	<p>ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、公開の案件は終了します。</p> <p>承認事項 1・報告事項 5・報告事項 6 を取り扱いますので、関係のない方はご退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【承認事項 1 非公開にて承認】 【報告事項 5・6 非公開にて報告】</p> <p>以上をもちまして、本日の定例会は終了します。</p>

令和6年和泉市教育委員会第3回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。